

介護老人保健施設葵の園・柳生

「短期入所療養介護」「介護予防短期入所療養介護」
重要事項説明書

<事業者> 介護老人保健施設葵の園・柳生

仙台市太白区柳生字台 57 番地の 1

介護老人保健施設葵の園・柳生
(介護予防) 短期入所療養介護のご案内
(令和7年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 運 営 法 人 医療法人社団葵会
- ・ 法 人 所 在 地 千葉県柏市小青田1-3-12
- ・ 代 表 者 理事長 新谷 幸義
- ・ 施 設 名 介護老人保健施設葵の園・柳生
- ・ 所 在 地 宮城県仙台市太白区柳生字台57番地の1
- ・ 施 設 長 名 佐々木 繁美
- ・ 介護保険事業所番号 仙台市指定0455480087
- ・ 許 可 年 月 日 平成25年3月1日
- ・ 電 話 番 号 022-381-8668
- ・ フ ァ ッ ク ス 番 号 022-306-6355

(2) (介護予防)短期入所療養介護の目的と運営方針

(介護予防)短期入所療養介護は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設葵の園・柳生の運営方針]

当施設では、(介護予防)短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

○当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。

○当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

○当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。

○サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

○利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

○当施設では、利用者、利用者家族に対して信頼関係を築き、より良い環境作りの実現の為、ハラスメント防止に努めます。

(3) 入所定員等 定員100名(短期入所療養介護含む)・療養室従来型個室60室多床室40室

(4) 施設の職員体制(短期入所療養介護含む)

職種	人員 () 内は兼務事業	業務内容
管理者 (医師兼務含む)	1人 (通所リハビリテーション兼務)	施設の従業者その他の一元的管理 基準規定遵守のための指揮命令 施設療養全体の管理 サービスの実施状況の管理 日常的な医学的対応
医師 (管理者兼務含む)	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	日常的な医学的対応
看護職員	10人以上 (通所リハビリテーション兼務)	医学的管理下における医療行為 サービス計画に基づく看護
介護職員	24人以上	医学的管理下における介護 サービス計画に基づく介護
支援相談員	1人以上	相談援助、レクリエーション・ボランティア指導 地域連携
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画に係る一連の業務 居宅介護支援事業所への紹介・情報提供・連携、在宅復帰への定期的検討、苦情及び事故等の記録
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	医学的管理下における リハビリテーションの実施
管理栄養士	1人以上 (通所リハビリテーション兼務)	栄養管理、栄養マネジメント
事務職員・その他	3人以上	会計・庶務の事務、施設管理

2. (介護予防)短期入所療養介護のサービス内容

要介護者(介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るためサービス提供いたします。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、(介護予防)短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・代理人(ご家族)の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

① (介護予防)短期入所療養介護サービス計画の立案・実施

② 医学的管理・看護

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象とし、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

③ リハビリテーション

リハビリテーション計画に基づき原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリ効果を期待したものです。

④ 栄養管理、栄養マネジメント等の栄養状態の管理

- ⑤ 食事提供 朝食 7時30分 ～ 8時15分
昼食 11時55分 ～ 12時45分
夕食 18時00分 ～ 18時45分

⑥ 医学的管理下における介護

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って、施設サービス計画に沿った介護を提供いたします。

⑦ 入浴

一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

⑧ レクリエーション等その他のサービス

3. 利用料金及び支払方法

○利用料金

(介護予防)短期入所療養介護サービスをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる介護保険負担割合証に基づき、1割、2割及び3割の自己負担分と保険給付対象外の費用である居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な食費、理美容代、行事等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等を利用料としてお支払いいただく2種類があります。(介護予防)短期入所療養介護は、原則的に利用に際しては、居宅介護支援事業所または地域包括支援センターの介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、送迎、入浴等の加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているかをご確認ください。

(1) 保険給付の利用者負担額及び実費負担額は別紙に定める料金表の通りとなります。

なお、各加算については個別に提供したサービス内容や加算要件を満たす状態となった場合に算定されます。

(2) 食費及び居住費の負担減免につきましては、市区町村発行の「介護保険負担限度額認定証」のご提示があった場合に適用されます。

(3) その他、日用品に関するセットレンタルをご利用の場合は別途業者と契約が必要となります。

○支払方法

(1) 請求書はサービス提供月の翌月15日までに発行致します。

(2) 支払方法はサービス提供月の翌月27日に指定銀行からの口座振替を基本と致します。

尚、指定銀行口座振替手続きの関係で振替が翌月に出来ない場合は当施設の指定口座への振込（手数料は利用者負担）と致します。領収書は、口座引き落とし確認後お支払い月の翌月に発行いたします。

※原則、現金でのお支払いは対応致しかねます。

4. 緊急時の対応及び協力医療機関等

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、かかりつけ医又

は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

(2) 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、かかりつけ医との連携を行います。

(3) 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(4) 利用者の状態が急変し、利用者のかかりつけ医による診療が困難な場合には、協力医療機関にて速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 葵会仙台病院

・住所 宮城県仙台市若林区荒井東1丁目6番地の8

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

5. 事故発生防止

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

(2) 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

(3) 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項（対象 利用者又はその家族、連帯保証人等）

・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

・スリッパ、サンダル等は転倒の恐れがあるので使用しないこととします。

・施設の設備・備品の利用で利用者の責任によって破損等が合った場合には、現状回復または弁償して頂く場合がございます。

・金銭・貴重品の管理は、原則として持ち込みは厳禁と致します。所持金品や貴重品等の紛失について当施設では責任を負えませんのでご了承下さい。

・施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動等を禁止しております。

・飲酒、喫煙、火気の取り扱い（ライター、マッチ等）については禁止させていただきます。

・市販薬、刃物等の持ち込み（ハサミ、爪切り、カッター等）、ペットの持ち込みは出来ません。

・他利用者への迷惑行為は禁止する。

・当施設職員は利用者又はその家族、連帯保証人等にハラスメント行為は致しません。又、利用者、職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力お願い致します。

ア) 身体的暴力・・・身体的な力を使って危害を及ぼす行為。

例) 刃物を向ける、叩く、首を絞める等の暴力、唾を吐く、コップなどの物を投げつける行為。

イ) 精神的暴力・・・個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。

例) 怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。

ウ) セクシャルハラスメント・・・意に沿わない性的誘い掛け、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為。

例) 必要もないのに手や腕を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。

エ) その他

例) 著しい不当な要求等

7. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

8. 褥瘡対策

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

9. 虐待防止

当施設は、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

10. 非常災害対策

- ・ 防災設備スプリンクラー、自動火災報知、消火器、誘導灯、非常用発電
- ・ 防災訓練年2回（うち夜間想定1回）
- ・ 当施設「消防計画」に沿って対応します。

11. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員及び介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話022-381-8668）

支援相談員	寺本直史、遠藤莉央、川内翔斗、大谷博昭
介護支援専門員	鈴木敦子、山尾津亜紀、牧公子

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、正面玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

その他苦情受付行政機関

太白区役所 障害高齢課介護保険係	所在地 仙台市太白区長町南3-1-15 電話番号 022-247-1111 FAX：022-247-3824 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時
宮城県国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 FAX：022-222-7260 受付時間 毎週月～金曜日 9時～16時
宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 仙台市青葉区本町3-7-4 電話番号 022-716-9674 FAX：022-716-9298 受付時間 毎週月～金曜日 9時～17時

個人情報の使用目的

介護老人保健施設葵の園・柳生では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、使用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な使用目的】

〔介護老人保健施設内部での使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち

－入退所等の管理

－会計・経理

－事故等の報告

－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う使用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち

－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答

－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

－検体検査業務の委託その他の業務委託

－家族等への心身の状況説明

- ・介護保険事務のうち

－保険事務の委託

－審査支払機関へのレセプトの提出

－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の使用目的】

〔当施設の内部での利用に係る使用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

－当施設において行われる学生の実習への協力

－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る使用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち

－外部監査機関への情報提供

入所時リスク説明

当施設ではご利用様が快適に入所生活を送ることができますよう安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解ください。

- ・加齢に伴い骨はもろくなり、容易に骨折する恐れがあります。
- ・加齢に伴い皮膚は薄くなり、少しの摩擦でも表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い血管はもろくなり、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ・加齢に伴い口腔機能（嚥下・咀嚼）が低下し、誤嚥や窒息の危険性が高い状態にあります。
- ・嚥下機能に問題のない方であっても、認知機能の低下により、異食・誤嚥・窒息の危険性が高まります。
- ・介護老人保健施設はリハビリ施設であり、原則的に身体拘束を行いません。行動を制限できないことによる転倒・転落、それに伴い骨折・外傷・頭蓋内損傷等の恐れがあります。
- ・脳や心臓の疾患によっては状態が急変される場合もあります。
- ・本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。

このことは、ご自宅でも起こりうることで十分ご留意いただけますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからないことがあれば、遠慮なくお尋ねください。

介護老人保健施設 葵の園・柳生

(介護予防)短期入所療養介護 個室（Aタイプ）利用料金表

令和7年2月1日現在

介護度	介護サービス 単位	夜勤職員配置 加算単位	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	基本サービス 単位数計	負担段階	食費(1日分)	居住費(1日分)	介護サービス費 (1割負担)	合計 (1割負担、1日分)	介護サービス費 (2割負担)	介護サービス費 (3割負担)
要 支 援 1	632	24	18	674	第1段階	300	550	693	1,543		
					第2段階	600	550		1,843		
					第3段階①	1,000	1,370		3,063		
					第3段階②	1,300	1,370		3,363		
					第4段階	1,800	2,230		4,723	5,388	6,067
要 支 援 2	778	24	18	820	第1段階	300	550	843	1,693		
					第2段階	600	550		1,993		
					第3段階①	1,000	1,370		3,213		
					第3段階②	1,300	1,370		3,513		
					第4段階	1,800	2,230		4,873	5,682	6,508
要 介 護 1	819	24	18	861	第1段階	300	550	885	1,735		
					第2段階	600	550		2,035		
					第3段階①	1,000	1,370		3,255		
					第3段階②	1,300	1,370		3,555		
					第4段階	1,800	2,230		4,915	5,747	6,606
要 介 護 2	893	24	18	935	第1段階	300	550	961	1,811		
					第2段階	600	550		2,111		
					第3段階①	1,000	1,370		3,331		
					第3段階②	1,300	1,370		3,631		
					第4段階	1,800	2,230		4,991	5,897	6,831
要 介 護 3	958	24	18	1,000	第1段階	300	550	1,027	1,877		
					第2段階	600	550		2,177		
					第3段階①	1,000	1,370		3,397		
					第3段階②	1,300	1,370		3,697		
					第4段階	1,800	2,230		5,057	6,027	7,025
要 介 護 4	1,017	24	18	1,059	第1段階	300	550	1,088	1,938		
					第2段階	600	550		2,238		
					第3段階①	1,000	1,370		3,458		
					第3段階②	1,300	1,370		3,758		
					第4段階	1,800	2,230		5,118	6,146	7,204
要 介 護 5	1,074	24	18	1,116	第1段階	300	550	1,147	1,997		
					第2段階	600	550		2,297		
					第3段階①	1,000	1,370		3,517		
					第3段階②	1,300	1,370		3,817		
					第4段階	1,800	2,230		5,177	6,261	7,376

（サービス費合計欄は仙台市地域加算10.27が乗算されます。）

*端数の関係で合計金額が多少異なります。

*一定の所得がある方につきましては介護保険負担割合証に基づき、2割負担、3割負担となります。

*利用者負担段階については、お住いの市区長村の介護保険窓口にて負担限度額認定の申請を行い、該当となるか確認頂く必要があります。

*下記加算は当施設のサービス提供体制及びご利用者様の状態に応じ提供したサービス内容により算定されます。

個別リハビリテーション実施加算	240単位/回	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	総単位数の7.5%
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ	51単位/日	身体拘束廃止未実施減算	100分の1相当減算
在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ	51単位/日	高齢者虐待防止措置未実施減算	100分の1相当減算
緊急短期入所受入対応加算（7日を限度、やむを得ない場合は14日間）	90単位/日	業務継続計画未策定減算	100分の1相当減算
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位/月
認知症ケア加算	76単位/日	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日間限定）	200単位/日	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位/日
送迎加算（片道）	184単位/回	特定短期入所療養介護	1割負担
重度療養管理加算（要介護4.5に限る）	120単位/日	3時間以上4時間未満	664単位/日
療養食加算（1日3回を限度）	8単位/回	4時間以上6時間未満	927単位/日
口腔連携強化加算	50単位/月	6時間以上8時間未満	1,296単位/日
総合医学管理加算（10日間を限度とする）	275単位/日		
緊急時治療管理（連続する3日限度）	518単位/日		
特定治療	老人医科点数表		

*その他希望により

・セットレンタル(税込)：Aセット 605円/日、Bセット 363円/日

・洗濯代(税込)：アメニティーセット加入者は715円/回。未加入者は880円/回。 *利用日数が短い場合は持ち帰りとなります。

・テレビレンタル代(税込)：220円/日

・電化製品持込(税込)：1品目 57円/日

(介護予防)短期入所療養介護 多床室 (Bタイプ) 利用料金表

令和7年2月1日現在

介護度	介護サービス 単位	夜勤職員配置 加算単位	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	基本サービス 単位数計	負担段階	食費(1日分)	居住費(1日分)	介護サービス費 (1割負担)	特別室料 (TV、ドア付き)	合計 (1割負担、1日分)	介護サービス費 (2割負担)	介護サービス費 (3割負担)
要 支 援 1	672	24	18	714	第1段階	300		734	570	1,604		
					第2段階	600	430			2,334		
					第3段階①	1,000	430			2,734		
					第3段階②	1,300	430			3,034		
					第4段階	1,800	1,160			4,264	4,997	5,730
要 支 援 2	834	24	18	876	第1段階	300		900	570	1,770		
					第2段階	600	430			2,500		
					第3段階①	1,000	430			2,900		
					第3段階②	1,300	430			3,200		
					第4段階	1,800	1,160			4,430	5,330	6,229
要 介 護 1	902	24	18	944	第1段階	300		970	570	1,840		
					第2段階	600	430			2,570		
					第3段階①	1,000	430			2,970		
					第3段階②	1,300	430			3,270		
					第4段階	1,800	1,160			4,500	5,469	6,439
要 介 護 2	979	24	18	1,021	第1段階	300		1,049	570	1,919		
					第2段階	600	430			2,649		
					第3段階①	1,000	430			3,049		
					第3段階②	1,300	430			3,349		
					第4段階	1,800	1,160			4,579	5,627	6,676
要 介 護 3	1,044	24	18	1,086	第1段階	300		1,116	570	1,986		
					第2段階	600	430			2,716		
					第3段階①	1,000	430			3,116		
					第3段階②	1,300	430			3,416		
					第4段階	1,800	1,160			4,646	5,761	6,876
要 介 護 4	1,102	24	18	1,144	第1段階	300		1,175	570	2,045		
					第2段階	600	430			2,775		
					第3段階①	1,000	430			3,175		
					第3段階②	1,300	430			3,475		
					第4段階	1,800	1,160			4,705	5,880	7,055
要 介 護 5	1,161	24	18	1,203	第1段階	300		1,236	570	2,106		
					第2段階	600	430			2,836		
					第3段階①	1,000	430			3,236		
					第3段階②	1,300	430			3,536		
					第4段階	1,800	1,160			4,766	6,001	7,237

(介護予防)短期入所療養介護 多床室 (cタイプ) 利用料金表

令和7年2月1日現在

介護度	介護サービス 単位	夜勤職員配置 加算単位	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	基本サービス 単位数計	負担段階	食費(1日分)	居住費(1日分)	介護サービス費 (1割負担)	合計 (1割負担、1日分)	介護サービス費 (2割負担)	介護サービス費 (3割負担)
要 支 援 1	672	24	18	714	第1段階	300		734	1,034		
					第2段階	600	430		1,764		
					第3段階①	1,000	430		2,164		
					第3段階②	1,300	430		2,464		
					第4段階	1,800	1,160		3,694	4,427	5,160
要 支 援 2	834	24	18	876	第1段階	300		900	1,200		
					第2段階	600	430		1,930		
					第3段階①	1,000	430		2,330		
					第3段階②	1,300	430		2,630		
					第4段階	1,800	1,160		3,860	4,760	5,659
要 介 護 1	902	24	18	944	第1段階	300		970	1,270		
					第2段階	600	430		2,000		
					第3段階①	1,000	430		2,400		
					第3段階②	1,300	430		2,700		
					第4段階	1,800	1,160		3,930	4,899	5,869
要 介 護 2	979	24	18	1,021	第1段階	300		1,049	1,349		
					第2段階	600	430		2,079		
					第3段階①	1,000	430		2,479		
					第3段階②	1,300	430		2,779		
					第4段階	1,800	1,160		4,009	5,057	6,106
要 介 護 3	1,044	24	18	1,086	第1段階	300		1,116	1,416		
					第2段階	600	430		2,146		
					第3段階①	1,000	430		2,546		
					第3段階②	1,300	430		2,846		
					第4段階	1,800	1,160		4,076	5,191	6,306
要 介 護 4	1,102	24	18	1,144	第1段階	300		1,175	1,475		
					第2段階	600	430		2,205		
					第3段階①	1,000	430		2,605		
					第3段階②	1,300	430		2,905		
					第4段階	1,800	1,160		4,135	5,310	6,485
要 介 護 5	1,161	24	18	1,203	第1段階	300		1,236	1,536		
					第2段階	600	430		2,266		
					第3段階①	1,000	430		2,666		
					第3段階②	1,300	430		2,966		
					第4段階	1,800	1,160		4,196	5,431	6,667

* その他の加算料金等については、個室と同様（表面参照）となっております。